令和６年４月１日　改定

生活保護のしおり

生活保護の申請は国民の権利です。
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、
ためらわずにご相談下さい。

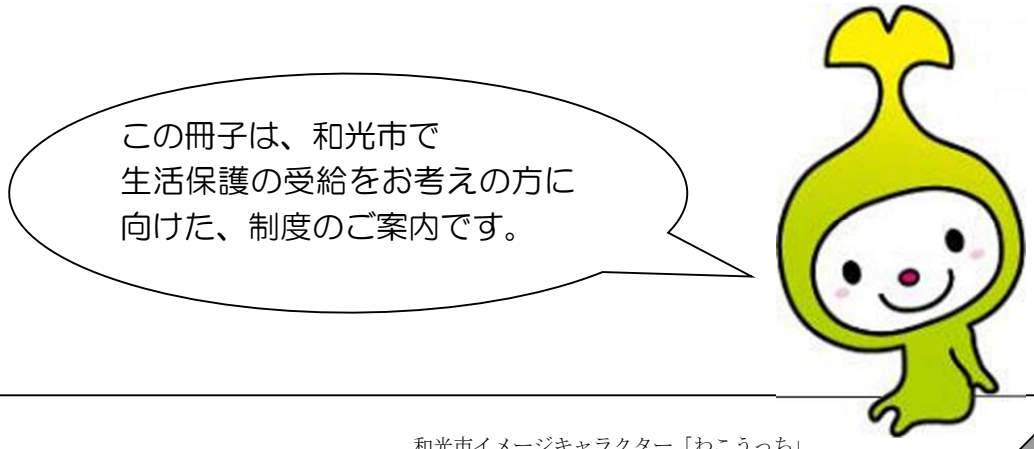

和光市イメージキャラクター「わこうっち」

和光市福祉事務所

（和光市　福祉部　生活支援課　保護担当）

〒３５１－０１９２　和光市広沢１丁目５番
ＴＥＬ：０４８-４６４－１１１１（代表）
０４８-４２４－９１２２（直通）
E-mail：d0900@city.wako.lg.jp

お問い合わせ・相談先

生活にお困りになった際、和光市にはいくつかの相談窓口を設けていますので、ご活用ください。いずれも福祉事務所（保護担当）と協力・連携関係にあります。

〇福祉事務所

都道府県、市に設置が義務付けられている福祉行政の事務機関です。和光市では市役所の福祉部・健康部・子どもあんしん部の担当部署が該当します。

生活保護担当もこの福祉事務所の組織の一部です。

〇和光市くらし・仕事相談センター

仕事のことや家計のこと、家族のことなどでお悩みや問題を抱えている場合の相談と、解決への支援をおこなう事業所です。市内２か所に設置しています。

◇すたんど・あっぷ和光

和光市南１－２３－１（総合福祉会館内）

◇すてっぷ

和光市本町２０－２５

（和光市のホームページで、くらし・仕事相談センターの概要を紹介しています）

〇民生委員

市内の各地域には生活に困っている方の見守りや相談に乗ってくれる民生委員がいます。福祉事務所と協力関係にありますので、お近くの民生委員にもぜひご相談ください。また、民生委員は、非常勤特別職の地方公務員です。相談を受けたことは、守秘義務により業務外に漏らすようなことはありません。

お住いの地区の担当民生委員は、市役所ホームページもしくは地域共生推進課でご確認いただけます。

■　生活保護とは

私たちは、生活をしているうちに、色々な事情で収入が少なくなってしまったり、ケガや病気で医療費がかさんだりして、生活が苦しくなることがあります。

そのような状況で、世帯の収入が、国の定める「最低生活費」を下回ってしまう場合に、最低限度の生活を保障するとともに、自分たちの力で生活（自立）ができるように支援するのが、生活保護の制度です。

■　生活保護利用の流れ

生活保護の利用を検討している場合は、まず福祉事務所にご相談ください。生活状況やお困りの原因などをお伺いして、生活保護の申請だけでなく、利用できる他制度の案内や助言をさせていただきます。なお、生活保護を利用するには、以下の手続きがあります。

１．相談

まずは市役所の窓口にて、お困りの状況をご相談ください。専任の相談員がお話をうかがいます。相談は電話でも可能です。

２．申請

申請意思をお持ちの方は、申請書類を提出ください。同時に提出・提示いただく書類がありますが、申請当日に全てが揃っていなくても申請は可能です。

また、原則として申請はご本人からいただいていますが、お体の具合が悪いなどの事情で窓口に来られない場合には、ご親族にお越しいただき申請することも可能です。

３．調査

申請後、担当職員が家庭訪問や書面での照会などを通じて、これまでの生活歴や、健康状態、収入や資産、扶養義務者の状況など調査し、それらをもとに保護の必要性を判定します。

審査期間は最長で１４日間です。(特別な理由がある場合は３０日まで延長されます)

４．利用開始

調査の結果、保護が必要と判定されたら生活保護の受給が決定され、同時に担当のケースワーカーが決まります。ケースワーカーは、定期的にお住まいを訪問して、生活状況の確認や、相談に応じるなかで、自立に向けた支援、助言をおこないます。

■　生活保護決定の仕組み

生活保護は世帯（暮らしを共にしている家族、または同居者等）を基準にして申請をいただきます。

保護の決定は、国が定める最低生活費と、世帯の収入を比較して必要かどうかを判定します。世帯収入が最低生活費に満たない場合、生活保護の対象となり、不足している部分を補う形で生活保護費が支給されます。収入が最低生活費を上回る場合は生活保護の受給はできません。

また、申請時に保有している現金や預貯金は保護の判定で、収入として計上する場合があります。

□　最低生活費

その世帯の実態（人数、年齢、健康状態、住んでいる地域など）をもとに、国で決められた基準により計算された１か月分の生活費です。衣食住に充てる費用や医療費などを合計した金額で算出されます。

□　収入

働いて得た収入、各種年金・手当、親族や知人からの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の全ての収入を指します。

（例）

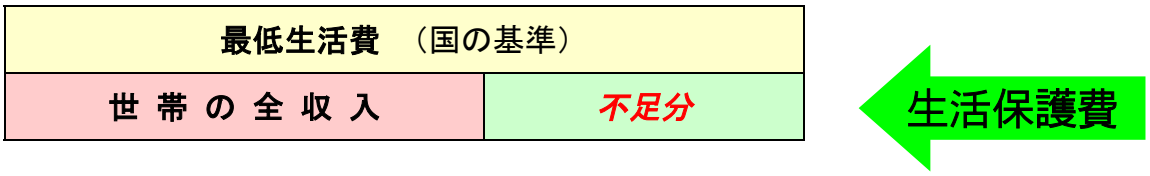

不足分の部分が支給の対象となる額です。

※　保護費は世帯の人員数や年齢、実際の家賃額などにより違いがあります。

※　収入によって不足分にあたる金額は変動しますので、支給される金品も一定のものではありません。

■　保護の決定と通知

申請後の審査の結果、生活保護の受給ができるかどうかは、申請した日の後、原則１４日以内に文書で通知します。

保護の開始だけでなく、受給開始後の支給額の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、その決定を知った翌日から起算して３か月以内であれば、埼玉県知事に対して、審査請求をすることができます。

■　生活保護の利用前、利用中にも優先すべきこと

生活保護制度は最後のセーフティネットとされており、以下の２点は、生活保護よりも優先して検討していただく必要がある事項です。

これらが検討されていなければ、生活保護の申請や受給ができないというものではありませんが、生活保護受給中であっても、活用できる制度等があれば、担当ケースワーカーから検討と手続きを助言、指導させていただきます。

１．扶養義務者の援助

扶養義務者（親、子、兄弟姉妹など）から援助を受けることができるときは、それを優先してください。福祉事務所からも扶養調査（書面、電話による照会または面談）を行います。

※　絶対的扶養義務者の中に、援助が可能となるだけの収入があるにもかかわらず、扶養義務が履行されない場合、家庭裁判所で調停を求めなければならないこともあります。

※　＜扶養照会について＞

扶養義務照会は金銭的援助の可否だけでなく、精神的援助の可否についても確認するために実施するものですが、下記の例のように扶養義務の履行が期待できない方や、扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方に対しての扶養義務者に対する照会については、個々の事情を聞き取った上で、実施の可否を福祉事務所内で検討させていいただきます。

（扶養義務の履行が期待できない方の例）

- 福祉施設や介護施設入所中の方や長期間入院中の方
- 判断能力が不十分な方（法定後見制度を利用している方）
- 概ね 70 歳以上の高齢者のうち、交流が少ない方や未成年者
- 特別な事情があって明らかに扶養ができないと考えられる方
- 交流が断絶している方（10 年程度音信不通など）

（扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方の例）

・家庭内暴力を受けて逃げている相手

・過去に虐待を受けたことがある相手

※これはあくまで一例です。これ以外にも事情のある方はお申し出下さい。

２．他の制度の活用

生活保護法以外の制度（健康保険、雇用保険、年金、恩給、手当、労災など）で活用できるものがあるときは、それが優先されます。

■　生活保護の要件

生活保護は最低限の生活を保障する制度であるため、上記の優先すべき事項とは別に、受給する上での要件があります。原則として、以下の２点を活用することが保護を受けるうえでの要件となっています。

１．資産の活用

預貯金、生命保険などの貯蓄性のある保険、土地、家屋、自動車、貴金属などの資産は、売却など処分をして、自分たちの生活費に充てていただく必要があります。

ただし、現在お住いの住宅や、障害などのため特に必要な自動車などは、一定の条件のもとにその保有が認められる場合もあります。

２．能力の活用

稼働年齢（１５歳以上６５歳未満）であって、働く能力がある方は、その能力に応じて働いてください。働いていない場合は、働くための努力をすることが必要です。生活保護受給開始後は、ケースワーカーや就労支援員が求職の支援をさせていただきます。疾病や障害といった理由で就労に制限がある場合は、その課題解決を優先していただくか、現状にあった仕事に就けるように支援をします。

■　生活保護による支援の種類

生活保護が開始となった方は、生活上の必要に応じて、次に掲げる扶助を受けられます。ただし、世帯に収入がある方に対しては、一部の支給となる場合があるほか、世帯状況によっては支給の対象とならない扶助もあります。

また、これらの扶助とは別に、世帯ごとに、担当するケースワーカーが自立に向けた支援をおこないます。

【金銭給付】金銭によって必要額が給付される扶助です。

①　生活扶助

衣食、光熱費などの日常生活にかかる費用で、世帯人員や年齢に応じて支給額が決まります。

②　住宅扶助

家賃、地代などの費用です。世帯人員に応じた限度額内（※）で支給されます。市役所から大家さんや不動産会社に直接支払うことも可能です。

③　教育扶助

小中学校で必要な教材代や給食費、クラブ活動費などに充てるための費用です。

④　出産扶助

分娩の介助、分娩前後の処理に要する費用です。

⑤　生業扶助

高等学校にかかる費用や、就職するために必要となる技能、資格習得のためにかかる費用です。定額で支給されるものと、必要額が限度額の範囲内で支給されるものがあります。

⑥　葬祭扶助

世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用などについて、限度額内で支給されます。

※　住宅扶助費は原則として世帯の人数毎に限度額が定められています。高額な家賃の物件にお住いの場合には、転居の指導をさせていただきますが、限度額内の住居への転居が困難な場合には、特別基準額が認められる場合があります。

1人	2人	3～5人	6人	7人以上
47,700円	57,000円	62,000円	67,000円	74,000円

【現物給付】　必要なサービスを受けていただいて、それにかかった費用を福祉事務所が医療機関や事業所に直接支払う形式の扶助です。

⑦　医療扶助

病気や怪我の時の医療費や、お薬代です。
病院受診や処方薬の受け取りには、医療券（調剤券）の発行を事前に受け、医療機関（調剤薬局）に提示する必要があります。
市役所窓口で【いつ】【どこの病院を】【何のために受診するか】をお伝えください。
救急の場合などは先に受診をしていただいて問題ありません。医療機関では医療受給証を提示し、後日、福祉事務所に受診したことをおしらせください。

⑧　介護扶助

介護サービスが必要な場合（※）の自己負担分が支給されます。こちらも福祉事務所からサービス事業所等に対して直接支払います。

※　介護サービスの利用には介護認定が必要になります。サービス利用を必要とする場合は、地域の包括支援センターか担当ケースワーカーにご相談ください。

【一時扶助】

上記の各種扶助の他に、臨時的な生活の需要に応じて支給する、一時扶助があります。一時扶助は支給できる要件がそれぞれ決められていますので、普段の扶助費ではまかなえない出費が生じた場合には、担当のケースワーカーにご相談ください。

《例》生活保護開始時の被服費　／　転居費用　／　移送費　など

■　保護費の支給

１．毎月の保護費（定例支給）

月々の生活保護費は、原則として毎月５日（５日が土日、祝日の場合はその直前の平日）に支給されます。窓口での現金支給の場合と、口座振替や現金書留でお渡しする場合があります。窓口支給の場合は、支給日の午後１時から３時までに、市役所窓口にお越しください。

２．臨時の保護費

一時扶助や、収入額が変わったことによる生活費の変動で月初の支払いと別に保護費が支給される場合があります。追加で支給される額は翌月の定例支給に合わせて支給されますが、お急ぎの場合などは臨時的に支給することもできます。

（臨時的な支給であっても、申請から支給までは１週間～１０日かかります。）

■　守っていただくこと

生活保護を受給することは、収入等の条件を満たしていれば、どなたにでも認められる権利です。正当な理由が無ければ、保護費を減額されたり、利用できなくなることはありません。しかし、受給中には守っていただかなければならないことが、いくつかあります。

１．届出の義務（生活保護法第６１条）

生活状況や収入に変化があった場合は、その月、もしくは翌月の保護費が変動することがあります。必ず報告、申告をしてください。

また、支出についても報告をしてください。一時扶助の対象になる費用であったり、支給された扶助費での支出が適切でないものがあれば、担当からご案内します。

生活状況の変化とは

・転居したとき、またはその予定があるとき
・世帯構成に変化があったとき（転出や転入、出生や死亡など）
・就職や離職、就学や退学したとき
・長期間居所を不在にするとき　　など

収入の変化とは

・毎月の給与や、賞与を受け取ったとき
・年金や児童手当など、公的手当を受け取ったとき
・養育費の支払いや仕送りなどを受けたとき
・資産（土地や生命保険など）の処分によって収入があったとき　　など

上記の収入は一部例示しているものです。**世帯に入ったあらゆる収入に対して、申告が必要です。**

世帯に収入があれば、それに応じて生活保護費は減額されますが、適正に申告をしていただければ、一定額の控除を受けたり、収入として認定されない場合があります。

（収入に対する控除）

・基礎控除・・・・就労収入の総額に対して一定額を控除します。
・未成年者控除・・・高校生のアルバイト収入など、未成年者の就労収入に対して、基礎控除の他に一定額を控除します。
・その他必要経費・・・・社会保険料や交通費などの実費を経費として控除します。

※　年金収入などでも、受給するのに必要な実費は控除対象となります。また、自立更生に充てられる費用については収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので、申告時にご相談ください。

２．生活上の義務（法第６０条）

能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図ること。病気の方は療養に専念するなど、生活の維持、向上に努めなければなりません。

３．指導・指示に従う義務（法第６２条）

生活状況に応じて、適切な保護を実施するために、指導・指示をすることがあります。合理的な理由がないにもかかわらず指導・指示に従わないときには保護の停止や廃止となる場合があります。

４．譲渡禁止（法第５９条）

保護を受ける権利は他人に譲り渡すことはできません。自分の医療券を他人に使わせたり、保護費を他人に受領させ、使わせることは禁止されています。

５．自動車の保有と他人名義の自動車の使用の禁止

原則として、自動車の保有及び使用は認められていません。事故により発生した治療費は医療扶助では対応できない場合があります。仕事で使用するなど、特別な事情で運転をする場合は、事前に担当ケースワーカーにご相談ください。

６．保護費を支給目的のために使うこと

生活保護費は、それぞれの扶助が最低限度の生活を送るために、国が定める必要額を支給しています。家賃や光熱水費、学校に払う給食費などを滞納して、目的外のこと（借金の返済や遊興など）に支出することのないようにしてください。

■　保護費の返還・徴収

１．保護費の返還（法６３条）

急迫した事情などのため、資力がありながら保護を受けた場合には、支給した保護金品を、資力の範囲以内で返還していただくことがあります。

（例）生活に困って持ち家を売却したけれど、入金が２か月先になるので保護を受給した場合、売却代金が入金された時点で、それまでに受け取った保護金品相当額（受給した医療扶助費・介護扶助費を含む）を返納していただきます。

２．不正受給の費用徴収と罰則（法第７８条・法第８５条）

事実と違う申請や不正な手段により保護金品を受け取ったときには、その不正な受給額の全部または一部を徴収します。また、法律により罰せられることがあります。

悪質と判断された場合は、徴収金額に 100 分の 40 を乗じた額以下の金額を加算して徴収されます。

（例）意図して収入を申告しなかったり、過少に申告したり、世帯人員を偽って受給していた場合などが該当します。高校生のアルバイトなどで世帯主の方が収入を把握できていなかった場合でも、徴収・罰則の対象となります。

■　その他、生活保護の申請・受給にあたって留意していただく点

１．保護費支給までの期間

生活保護は申請をいただいてから内容を審査したうえで、生活保護費として支給する金額を決定し、支給をします。そのため、申請してもすぐにお金が支給されるわけではありません。基本的に、金品の支給は、保護費の支給が決定されてから１週間～１０日前後となります。そのため新たに生活保護の申請をした場合、保護費のお渡しは、２週間前後の審査期間と合わせて、申請日から３～４週間ほど先になります。（追加支給を受ける場合も保護費の支給までは１週間～１０日前後かかります）

２．医療にかかる場合

生活保護を受給した場合、医療扶助で医療費を支出しますので、一部を除き窓口での自己負担はありません。受給開始した後に通院する場合は、かかりつけの病院であっても必ず生活保護の受給者証と医療券を持参するようにしてください。

また、国民健康保険・後期高齢者医療保険については、生活保護受給中は資格を喪失しますので被保険者証は市役所に返却してください。

※　社会保険については生活保護受給中も継続した加入、新規の加入共に可能です。

３．過去に必要だった扶助費の申請

生活保護は、制度の性質から、その時その時の困窮状態に対して経済的な支援をすることを目的としています。

これから発生する支出に対して一時扶助の支給を受けたい場合（住宅の更新や、通学定期代など）は、その支出が確実なものであれば、事前に申請をして、支払い期日よりも前に扶助費を受給することが可能です。請求書や見積書などがお手元に届いたタイミングで申請をしてください。既にご自分の手持ち金などで支払ってある支出で、一時扶助の対象となるものについては、領収書などの支払額が分かる書類を添えて申請してください。

ただし、過去の支出に対する一時扶助の支給や、収入認定や最低生活費の変更による追加支給については、原則として当月を含む過去３か月分（当月から前々月）までしか遡れません。「収入申告をしていなかったけど、１年前から年金が月あたり３，０００円ほど減額になった。過去１年分の保護費の差額を支給してもらいたい」「２年前に千葉県の病院に通院していた時の交通費を今から申請したい」といった申請や申告については、原則として追加支給の対象とすることはできませんので、一時扶助の申請や収入申告は適切なタイミングでおこなってください。

請求書や領収書、明細が届かない場合など、どうしても申告や申請が遅れてしまう場合は、前もって担当ＣＷにご相談ください。

■　ご家族の生活保護申請をお考えの方へ

生活保護は、原則としてご本人による申請の意思表示によって手続きを開始しますが、ご本人の意思表示が難しい場合などには、ご親族が本人に代わって申請することも可能です。ただし、調査・審査の過程で、生活保護制度のご利用について、ご本人から明確な拒否があり、調査が実施できない場合などは開始の決定が難しくなる場合もあります。

また、ご親族が申請をする場合は、以下の点にご留意ください。

１．扶養の可否と、程度について

生活保護制度は、その他の法制度等を優先して検討いただくことが原則となり、民法に定める扶養義務者である親族からの援助は、その中の１つとなります。生活保護の申請時や審査期間中、受給開始の後にも扶養義務者の方には、可能な範囲での扶養（金銭的支援・精神的支援）をお願いしています。また、社会的手続きについては市役所職員が代行することはできませんので、ご親族にご協力を頂くこととなります。

生活保護受給中に扶養義務者の経済状況が変化する場合もありますので、福祉事務所からの扶養の可否についての照会は定期的におこなっています。

２．同居のご家族について、生活保護を検討されている場合

生活保護は「世帯」を単位として申請・受給をしていただきます。生活保護上の「世帯」とは、生計が同一の方々を一つの世帯として捉えるもので、戸籍上の関係性や住民票上の世帯構成、健康保険制度等での扶養関係とは考え方が異なります。

３．施設入所や長期入院をしているご家族について、生活保護を検討されている場合

元々同居していたご家族が、入院や入所をした場合であっても、無条件で対象のご家族のみを別世帯として生活保護を受給できるわけではありません。特にご夫婦など、生活保持義務関係にある方が入院又は入所している場合には、別世帯とみなせないことがあります。

４．費用の徴収と、調査

生活保護法では、福祉事務所に対して、保護の決定や、適切な実施、扶養の履行をいただけるかどうかを判断するために、申請者の扶養義務者についても、住所・氏名・資産・収入の状況を調査する権限が与えられています。**（生活保護法第２９条）**

また、十分な扶養能力を有しながら、経済的な援助を頂けない場合は、その扶養の能力に応じて、支給した生活保護費の全部または一部を徴収することができるとされています**（生活保護法第７７条）**が、基本的には扶養の可否や程度については、扶養義務者への訪問や書面による照会、電話等で個別に協議させていただきます。

生活保護受給開始後の生活費等について

① 生活保護の定例支給は、原則毎月5日です。

② 給与や年金、諸手当、給付金、仕送りなど全て、収入があった場合は、速やかに担当ケースワーカーに報告し、収入申告（書類の提出）をしてください。収入がない場合も定期的に収入申告書と資産申告書を提出する必要があります。

③ 収入があった場合、既に受け取った扶助費について、再計算されます。扶助費が過支給の場合は扶助費の返金や翌月以降の扶助費の減額という対応となり、扶助費が不足していた場合は追加支給となります。

④ 収入があっても、生活保護を受給している間は1か月に使える金額が、最低生活費を大きく上回ることはありません。

⑤ 収入が最低生活費よりも多い場合には、扶助費が支給されないだけでなく、医療費や介護費に自己負担が発生する場合があります。

⑥ ご自身の世帯の最低生活費がわからない場合は、担当ケースワーカーに確認してください。

生活保護申請時　添付書類等

保護申請時には以下のものをご用意ください。（元々持っていないものは不要です）
申請日にすべてが揃っている必要はありませんが、相談・申請時に面接相談員もしくはケースワーカーにご相談ください。

□　預貯金通帳（記帳してあり現在残高が分かるもの）

□　賃貸借契約書（現在有効なもの）

□　年金手帳　もしくは　年金通知（青い葉書）

□　印鑑（認めでも可）

□　健康保険の被保険者証
（国民健康保険・後期高齢者医療は資格喪失となるのでお預かりします）

□　給与明細書

□　運転免許証

□　（自動車・バイクを保有している場合）車検証・自動車保険証

□　生命保険等の保険証券

□　子ども医療・乳幼児医療受給資格証
（生活保護の医療扶助制度が優先適用になるのでお預かりします）

□　在留カード

□